

## 教育課程等特例制度等運営委員会運営規則

令和4年10月31日  
中央教育審議会大学分科会  
教育課程等特例制度等運営委員会決定  
令和5年2月20日一部改正  
令和8年2月27日一部改正

### (趣旨)

第1条 教育課程等特例制度等運営委員会（以下「委員会」という。）の運営については、この規則の定めるところによる。

### (委員の選任)

第2条 委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、分科会長が指名する。

### (座長の選任等)

第3条 委員会の会議に座長を置き、委員会に属する委員及び臨時委員のうちから分科会長が指名する。

- 2 座長は、委員会の事務を掌理する。
- 3 座長に事故があるときは、委員会に属する委員等のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 4 座長は、必要に応じ、委員会に属さない有識者を、会議に出席させることができる。

### (議事及び議決)

第4条 委員会は、委員会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数の時は、座長の決するところによる。
- 3 委員会が議決したときは、座長は、当該議事の経過及び結果を分科会長に報告しなければならない。

### (文書その他の方法による議決)

第5条 座長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。

- 2 前項の規定により議決を行った場合、座長は次の会議において報告しなければならない

い。

(議事の公開)

第6条 委員会の会議及び会議資料は、原則非公開とする。

(議事録の公開)

第7条 座長は、会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(審議参加の制限)

第8条 委員等のうち、審査の対象となる申請機関の利害関係者として次のいずれかに該当する者は、当該申請機関に係る審議には加わらないこととする。

- 一 申請機関に役職員として3年以内に所属していた者
- 二 申請機関又はその設置者の役職員、評議員等である者
- 三 その配偶者又は3親等以内の親族が申請機関の役職員である者
- 四 前三号に掲げるもののほか、申請機関の審査を公正・中立に行うことが困難である者

(雑則)

第9条 前各条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、委員会の決定の日（令和4年10月31日）から施行する。

附 則

この規則は、委員会の決定の日（令和5年2月20日）から施行する。

附 則

この規則は、委員会の決定の日（令和8年2月27日）から施行する。

## 教育課程等特例制度等運営委員会 委員名簿

浅田 尚紀	奈良県立大学前学長・名誉教授
飯干 紀代子	志學館大学長
大隈 暁子	東陽監査法人相談役・シニアパートナー・公認会計士
小林 浩	リクルート進学総研所長・カレッジマネジメント編集長
杉谷 祐美子	青山学院大学教育人間科学部教授
田中 マキ子	山口県立大学長